

令和 8 年度 事業計画



社会福祉法人

あすか会

令和 8 年度 事業計画

目 次

1. はじめに	4
2. 持続可能な法人を目指す	4
3. 人材確保／人材定着／人材育成	6
4. 地域に密着した法人を目指す	8
5. 地域福祉を“日常”にする	9
6. 虐待防止への取り組み	11
7. 利用者の特性に応じた支援体制の整備	12
8. 意思決定支援を基盤とした魅力ある日中活動の提供	13
9. 委員会活動	15
10. BCP（事業継続計画）の活用	17
11. 新しい施設等の整備計画	18
12. 法人・事業所の年間予定について	20

各事業所／部署の事業計画

13. 事務部	22
14. 障害者支援施設あすかの家	24
15. 相談支援事業所あすかの家	29
16. 生活介護事業所あすか	32
17. ちゃのきのいえ	38
18. 就労継続支援 B 型事業所あすか	40
19. 医務部（障害者支援施設あすかの家・ちゃのきのいえ）	43

経営理念

「私たちは地域課題を解決するための中心的存在となり、社会福祉事業従事者としての責任を背負うことで、すべての人が安心して暮らせる社会を目指し、幸福追求のための新たな価値観を創造します」

基本方針

- (1) 持続可能な法人を目指します
- (2) 地域に密着した法人を目指します
- (3) かゆい所に手が届く支援を目指します

職員モットー

- (あ) あいさつ…気持ちの良い挨拶をします
- (す) すまいる…爽やかな笑顔を心掛けます
- (か) かんしゃ…他人に対する感謝の気持ちを忘れません

1. はじめに

社会福祉法人あすか会は全ての人の幸せを求め、安心して暮らせる社会の創造を目指しています。全ての人の幸せと言った時、当然、働く職員の幸せも含まれます。職員が幸せでないと、利用者の幸せ、ご家族の幸せ、地域の幸せを求めることはできません。また、地域が幸せでないと、利用者やご家族の幸せは保障できません。幸せのループを作らないことには、幸せの実現は難しいと思います。そのループのスタートはあすか会の職員です。そのために職員の働きやすい環境を整えていきます。職員が笑顔で働けるように、育児・介護休業や有給休暇の取得を推奨します。職員がお互い様精神で、助け合い、働きやすい職場を目指していきます。

今年度中には「地域活動支援センター」を新設します。より地域に密着し、生き辛さを抱えた人たちの憩いの場とし、地域に開かれた社会福祉法人を目指します。就労継続支援B型事業所あすかと共に地域福祉のツートップとして地域に愛される事業所になれるように職員が一丸となり頑張っていきます。

あすか会は今年で27年目を迎えます。ここまでやってこれたのも、地域の皆様の温かなご支援のおかげです。このご恩を忘れず、30年、40年とあすか会を存続させていきます。そのために変化の激しい時代に合わせ、柔軟な法人運営を目指します。

しかし、変わりゆく時代の中にも絶対に変わってはいけないものがあるはずです。それは、開設以来あすか会が大切にしてきた、「家庭的な温かい支援」です。目の前の利用者の事を家族のように思う。そんな温かくて、ほっこりした法人として今年度も頑張っていきます。

2. 持続可能な法人を目指す

当法人は、地域に寄り添う福祉サービスを安定して提供し続けるため、健全な財務運営と組織づくりに取り組みます。透明性と公正性を大切にしながら、職員・利用者・地域の皆様とともに、持続可能な法人運営を目指してまいります。

1) 財務体質の強化

(1) 予算計画の精度向上

年度当初に、収入と支出の各項目について詳細な予算計画を策定します。

過去の財務データと事業実績を分析し、現実的な見通しに基づいて計画を組み立てます。策定した予算は毎月の実績と照合し、必要に応じて最低年2回の見直しを行います。

(2) キャッシュフローの継続的管理

日々の収入・支出を把握し、短期的な資金繰りを常に確認します。大規模支出が予定されている場合は、その時期に合わせて資金を確保します。急な支出に備え、法人として準備可能な範囲で緊急時の資金手当の方法を整えます。

(3) 資金調達手段の拡充

社会福祉法人にとって最も基本的で重要な収入源である自立支援給付費については、請求漏れ・加算適用漏れ・減算事案を防ぐため、現場と事務担当者が連携し、適正な請求及び収益確保に努めます。また、各種団体の助成金活用、寄付活動、福祉医療機構等からの借入など、法人が実施可能な資金調達手段を検討し、必要に応じて実行します。

(4) コスト管理の徹底

月次もしくは四半期ごとに支出状況を確認し、予算との乖離を把握します。特に人件費については、適正な人員配置を維持しつつ、不要な支出が生じないように管理します。

(5) 財務リスクの把握と対応

主要収入の変動、制度改正、経済状況など、法人運営に影響する要因を定期的に確認します。収入減少時の対応策など、法人として実行可能なリスク対策を検討します。

(6) 透明性の確保

年1回の監事監査を適切に実施し、財務状況と運営の透明性を確認します。監査結果を踏まえ、改善が必要な事項には計画的に対応します。決算報告書はホームページで公開し、情報開示に努めます。

2) 法人組織運営機能の強化

(1) 法人役員会（理事会・評議員会）機能の強化

法人役員会がより実効性を発揮できるよう、多様な視点を取り入れられる体制整備を進めます。若い世代を含む幅広い人材の参画を促し、組織の活力向上を図ります。また、役員が適切な意思決定を行えるよう、必要な情報提供や職員との意見交換の機会を設けるよう努めます。

（２）ガバナンスと監督

法人全体のガバナンスおよび監督機能の強化を図り、法人の方針・目標の設定が適切に行われるよう取り組みます。理事会や監事監査等を通じて運営状況を適切に把握し、健全性・透明性の確保に努めます。

（３）事業計画と戦略策定

各事業所が共通の方向性のもとで取り組めるよう、中長期的な事業計画および戦略の策定を進めます。法人としてのビジョンを明確化し、事業運営の一貫性と将来性の向上を目指します。

（４）人事・労務管理

採用、育成、評価、給与管理等の人事・労務機能を統括する仕組みの整備を進めます。職員が働きやすく成長できる環境づくりに努め、安定した人材確保と組織力の向上を図ります。

（５）広報・コミュニケーション

法人全体の広報活動を統括する体制の構築を進め、地域社会や関係機関との連携強化を図ります。法人内外の情報共有を円滑にし、組織としての一体感と信頼性の向上に努めます。

（６）法務・コンプライアンス

法令遵守と内部統制の徹底を図り、問題発生時の対応力向上に努めます。リスクの未然防止と法人運営の健全性確保に向け、必要な仕組みの整備を進めます。

３．人材確保／人材定着／人材育成

持続可能な法人運営を実現するためには、財務基盤の強化とともに、人材の確保・定着・育成が重要な要素となります。当法人が将来にわたり地域に必要とされる存在であり続けるため、多様な人材が働き続けられる環境づくりと、職員一人ひとりの成長を支える仕組みの整備に取り組んでまいります。

１）人材確保（多様な人材が集まる組織へ）

（１）広告媒体の活用

求職者向けの広告媒体を活用し、幅広い層に採用情報を届けられるよう努めます。また、地域の刊行物等にも広告を掲載し、地域住民への認知

度向上を図ってまいります。

(2) 広報活動・情報発信

求職者にとって分かりやすく魅力が伝わるホームページの整備に努めるとともに、各事業所のInstagramを充実させ、日々の業務の様子や職場の雰囲気発信してまいります。さらに、地域イベントへの参加を通じて地域とのつながりを深め、あすか会の魅力を広く伝えられるよう取り組みます。

(3) 各種学校との連携強化等

大学生・高校生・専門学校生の現場実習を積極的に受け入れ、将来の人材育成と採用につなげられるよう努めます。また、職員による知人紹介制度（リファラル採用）を推進し、組織文化に合った人材の確保を図ってまいります。

2) 人材定着（働きやすさと満足度の向上）

(1) 職員が働きやすい労働環境の整備

職員一人ひとりが安心して働ける職場環境を実現するため、以下の取り組みを推進してまいります。まず、シフトの見直しや業務分担の適正化を進め、長時間労働の抑制に努めます。これにより、労働時間や休日数の改善、時間外労働の削減を図ります。また、年次有給休暇や育児・介護休暇を取得しやすい環境づくりにも取り組み、職員が安心して休暇を取得できる体制を整えてまいります。

さらに、給与や福利厚生の実、キャリアパスの明確化の検討を進め、将来を見据えて働ける安心感を提供します。

加えて、ハラスメント委員会やメンタルヘルス相談窓口の設置・運用を通じて相談体制を整え、誰もが心身ともに健やかに働ける職場づくりを推進してまいります。

(2) あすか会への帰属意識を高めるための取り組み

経営理念の浸透を図り、組織としての方向性を共有できるよう努めます。また、若手職員が責任感とやりがいを持てるよう、経営に関する会議への参加機会を設けることに取り組みます。さらに、職員の意思を尊重した親睦活動を実施し、職場の一体感と帰属意識の向上を図ります。

(3) DX 化の推進（業務の省力化・平準化）

AI を活用して仕事のやり方を見直し、職員の負担を軽減しながら、より良いサービスを提供できる体制づくりに努めます。具体的には、会議録

やマニュアルの作成、情報共有などに AI を取り入れ、時間のかかる作業の効率化を図ってまいります。また、ケース記録、事故・ヒヤリハット報告、個別支援計画など、日々の文書作業を分かりやすく整理できるよう取り組みます。

3) 人材育成（成長する喜びを実感できる組織へ）

(1) 新任職員が安心して仕事に取り組める体制作り

各種業務マニュアルの整備・浸透を進め、OJT を中心とした育成体制の強化に努めます。また、業務の可視化を工夫し、誰もが理解しやすく迷わず働ける環境づくりを図ってまいります。

(2) 福祉職員として必要な資質を向上させるための取組み

虐待防止や身体拘束適正化に関する研修を実施し、福祉職員としての基本的資質の向上に努めます。さらに、階層別研修や職種別研修を必要に応じて実施し、段階的なスキルアップを支援してまいります。外部研修への参加も促し、最新の知識や技術を取り入れるよう努めるとともに、年間スケジュールに基づく全員参加型の研修や障害に関する勉強会を開催し、職員同士が学び合える環境づくりを進めます。資格取得支援など、自ら学ぼうとする意欲を後押しする制度の整備にも取り組んでまいります。

4. 地域に密着した法人を目指す

地域とのつながりを深め、住民や関係機関と協力していきます。

1) 地域イベントの開催・参加

イベント	内容
自閉症啓発イベント	Light It Up Blue
まみれ市	斑鳩寺境内にて
親子三世代マルシェ	ステージとマルシェ
太子町ふくしフェスティバル	町内の福祉事業所と協力
第 24 回あすかの家まつり	地域の方を招いてステージや模擬店
太子あすかふるさとまつり	出店や出演
あすか秋まつり	障害のある方が参加できるイベントに
アールブリュット展	障害者アートの展示

2) 地域住民向けの開放スペース

「就労継続支援 B 型事業所あすか」が運営する「ちゃのき Café」のスペースを営業時間外に地域住民に開放し、学習スペースや交流イベントスペースとして活用します。

3) 福祉講座・相談会の実施

障害福祉に関する講座を開催し、正しい知識の普及を図ります。

4) 学校・大学との連携

学生の実習やインターンシップの受け入れを推進し、学生や地域住民の皆様が障害福祉に少しでも興味を持ってもらえるよう体験機会を提供していきます。昨年度は太子フェスを通して、太子高校と協力して利用者も一緒にイベントを行いました。今年度も積極的に参加していきます。

5) 地域連携推進会議の開催

地域連携推進会議を開催し、地域の関係者との意見交換の場を設けます。

この会議では、施設の運営状況や支援の取り組みを共有し、外部の視点を取り入れることで、支援の質向上と運営の透明性を図ります。また、地域の課題やニーズを把握し、障害のある方が安心して暮らせる環境づくりや地域移行の推進につなげます。

会議で出された意見や提案は、事業運営や支援体制の見直しに活かし、地域に開かれた施設運営を目指します。

5. 地域福祉を“日常”にする（かゆい所に手が届く支援）

制度につながる人だけでなく、制度を利用していない／利用できない人にも支援が届くよう、地域で困りごとが「相談になる前」から丁寧に拾い上げていける体制を目指します。制度への不信感や諦め、孤立、家族関係、生活困窮、ひきこもりなど、声を上げにくい背景を抱える人の存在を前提に、支援のあり方を組み立てていきます。

新たな地域生活支援センター（仮）（地域活動支援センターを含む）は、相談窓口にとどまらず、地域で孤立しがちな人が安心して立ち寄れる「縁側」のような場として機能することを目指します。用事がなくても来られ、話さなくても居られ、困りごとが曖昧でも受け止められる場を地域に根づかせることで、支援への心理的ハードルを下げ、支援に抵抗がある人とも関係をつなぎ直していきます。

す。そこで拾い上げた困りごとは、必要に応じて相談支援や福祉サービス、インフォーマルな支えや地域資源へとつなぎ、本人に無理のない形で暮らしを整えていけるよう取り組みます。

支援方針

- ① すべての人を受け入れられる懐の深い支援を目指します
- ② 一緒に考え、一緒に悩み、共に成長できる支援を目指します
- ③ 自らが幸せになることで周りを幸せにできる支援を目指します
- ④ 言葉にならない苦しみに寄り添い、思いやりのある支援を目指します
- ⑤ 一人ひとりが大切にされていると感じられる個別支援を目指します

1) 縁側的な窓口づくり

予約不要で立ち寄れる時間帯と場を整え、雑談も歓迎し、「相談未満」の段階から受け止められる窓口をつくります。来所・電話・訪問で出てきた小さな声や違和感をその場限りにせず、「生活の困りごと」として整理・蓄積し、地域の課題として見える化します。

あわせて、緊急度の判断、関係機関への連絡、見守り継続の要否など初動対応の基準をチームで統一し、即応性のある支援体制を整備します。さらに、困りごとを聞いて終わりにせず、同行・紹介・ケース会議など「次の一歩」までつなぐ支援を強化し、切れ目のない支援につなげていきます。

2) 地域福祉としての地域との連携づくり

基幹相談支援センター、社会福祉協議会、ほっとかへんネットワークたいし、医療・教育などの関係機関と連携し、地域の連携チームを再設計して役割分担を明確化することで、地域福祉としての支援体制の強化を図ります。

また、制度のはざまにあるケースを一法人で抱え込まず、地域生活支援拠点やネットワークで受け止める運用を整え、即応性のある対応につなげます。さらに、個別事例から見えてきた課題を地域課題として整理し、自立支援協議会等で共有・提言しながら改善を図るとともに、既存資源をつなぐだけでなく、居場所・見守り・移動など不足する機能を地域と共に検討し、必要な地域資源の育成につなげていきます。

3) 地情報発信と信頼づくり

地域生活支援センター（仮）が「困ったらここ」と思ってもらえる存在となるよう、縁側としての居場所機能、相談機能、必要な支援へつなぐ機能を、住民に伝わる言葉で分かりやすく周知します。

また、関係機関に対しては、どのような人が利用でき、どのように相談につながるのかを明確にするため、相談ルートや連絡体制を整理して共有し、連携しやすい環境を整えます。さらに、地域の行事やさまざまな場へ積極的に参加し、日常の接点を増やすことで地域に溶け込み、相談しやすい関係性と信頼を広げていきます。

6. 虐待防止への取り組み

あすか会では、今なお全国で起こっている障害者虐待の事案を「どこかの施設の話」ではなく、「自分たちの現場でも起こり得る現実」として受け止め、法人全体で虐待防止に取り組みます。日々の支援の積み重ねの中にこそ、虐待の芽は潜んでいます。だからこそ私たちは、虐待を“起こさない努力”を個人任せにせず、組織として支え合い、声を上げやすい風通しのよい職場環境をつくることを最重要課題とします。

利用者一人ひとりの尊厳と笑顔を守るため、予防・早期発見・迅速な対応を柱とした体制を整え、安心して暮らせる場を提供していきます。

1) 教育・啓発活動の充実（「知っている」から「気づける」へ）

（1）障害者虐待の定義・具体例・判例を用いた研修を実施

- ① 年3回実施し、うち1回は外部講師を招き、現場で起きた実例をもとに学ぶ。
- ② なぜ起きたのか、止められなかった理由を自分事として考える機会とする。

（2）強度行動障害・支援困難事例に関する研修を継続し、感情的な対応に陥らない支援技術を学び、職員の焦りや不安を軽減する。

（3）グレーゾーン事例を共有し、「これって大丈夫？」を出し合えるミニケース検討を行い、虐待の芽を日常的に摘み取る。

（4）虐待防止スローガンや相談先を見やすい場所に掲示し、日常的に虐待防止への意識づけを行う。

2) 気づいたら声を出せる仕組みを作る。

（1）通報・相談窓口を明確化・再周知し、職員向けに「迷ったら相談してよい」ことを繰り返し伝え、匿名相談を含め、心理的ハードルを下げる工

夫を行う。

(2) 外部の視点を積極的に取り入れ、実習生、ボランティア、相談支援専門員等の受け入れを通じて、閉鎖的にならない現場づくりを行う。

(3) 定期的なセルフチェックとして、毎週水曜日の朝礼で心身の状態や支援内容を簡単に振り返る時間を設ける。

3) 法人全体・地域との繋がりを活かした虐待防止

(1) 地域連携推進会議を継続して実施し、地域住民や関係機関に支援の現場を知ってもらうことで、開かれた事業所運営を進める。

(2) イベントや交流を通じて相互理解を深め、地域に出向くことや地域を招き入れる取り組みを通じて、孤立しない支援体制をつくる。

4) 職員のメンタルケアと職場環境づくり

(1) 職員相談窓口の継続と周知を図り、上司・同僚・委員会など複数の相談先を確保して、一人で抱え込まない体制を整える。

(2) アンガーマネジメント研修やストレスチェックを実施し、感情のコントロールを学ぶとともに、ストレスの早期発見と対応につなげる。

(3) 「話しやすさ」を醸成する職場づくりを意識し、注意や指摘が責めにならない、対話を重視した職場風土を育てる。

7. 利用者の特性に応じた支援体制の整備

あすか会では、さまざまな年齢や特性を持つ利用者が、それぞれの生活や活動を共にしています。

障害者支援施設あすかの家（生活介護・施設入所）では、10代から70代まで幅広い年代の方が利用されており、年齢、障害特性、心身の状態、生活リズムは一人ひとり異なっています。

利用者の高齢化や重度化が進む中で、生活スタイルや活動内容を一律に提供することが難しくなっています。特に高齢期に入った利用者にとっては、他の世代と同じ作業や活動に参加することが身体的・精神的な負担となる場面

も増えており、年齢や体力、意思の表出の仕方に応じた支援の再構築が求められています。

令和8年度は、「本人の意思を起点とした支援」を基本とし、意思決定支援の考え方を日常支援の中に丁寧に位置づけていきます。

高齢の利用者については、言葉による意思表示だけでなく、表情やしぐさ、活動への参加状況などの非言語的なサインにも配慮しながら、「何を心地よいと感じているか」「どのような活動で安心して過ごせるか」を支援者間で共有していきます。

具体的には、無理なく体を動かせる体操や嚙下体操、脳トレを取り入れたレクリエーションなどを通して、

- ・ できることを継続する
- ・ 成功体験を積み重ねる
- ・ 自分のペースで選択できる

ことを大切にし、高齢期においても自信と役割を持って生活できるよう支援します。

一方、生活介護事業所あすか（通所）では、20代から30代の利用者が多く、日中に体を動かす活動やレクリエーションを取り入れることで、夜間に自宅で落ち着いて過ごし、良眠につながる生活リズムの形成を支援しています。

ここでも、活動内容を一方的に決めるのではなく、本人が選び、納得して参加できる活動となるよう、見通しの提示や選択肢の工夫を行います。

また、利用者の年齢や心身の状態、本人の希望の変化に応じて、

- ・ 「もっと身体を動かしたい」という思いがある利用者には通所施設での活動を検討する
- ・ 体力面や生活リズムの変化により通所での活動が負担となってきた利用者には、障害者支援施設あすかの家での活動を検討する

など、事業所間の移動そのものを「生活を選び直す機会」と捉えた意思決定支援を行います。

本人・家族・関係職員が情報を共有し、見学や体験を通じて選択を支えながら、利用者一人ひとりが自分の特性やライフステージに合った活動や生活を選択できるよう支援を進め、実行につなげていきます。

8. 意思決定支援を基盤とした魅力ある日中活動の提供

令和8年度も、利用者一人ひとりが主体的に参加できる魅力ある日中活動の

提供を行います。

日中活動は「与えられるもの」ではなく、「本人が選び、意味を感じられるもの」であることを大切に、意思決定支援の視点を取り入れた活動づくりを進めていきます。

毎日同じ作業を繰り返すだけではなく、利用者の興味・関心、その時々体調や気分に応じて複数の選択肢を用意し、「今日は何をするか」を本人と一緒に考える時間を大切にします。

また、外部講師を招いた活動や地域での活動を通して、人との出会いやつながりを感じられる日中活動を展開します。

1) アールブリュット（静のアート）

アールブリュットの取り組みは、利用者の自己表現と意思の発露を支える活動として位置づけています。

今年度も日常的に絵を描く時間を設け、利用者の「描きたい」「やってみたい」という気持ちを尊重しながら、主体的に参加できる環境を整えます。

描く内容や方法を支援者が決めるのではなく、色・道具・テーマなどを利用者自身が選べるよう工夫し、表現することが当たり前を受け止められるアートの文化を育てていきます。

引き続き、書家・武田清園氏を講師に迎え、定期的なワークショップを開催し、利用者一人ひとりの内面にある思いや感覚を引き出します。

作品づくりを通して「自分で選び、表現する」経験を積み重ね、新たな価値の創出につなげていきます。

2) 動のアート

音楽やダンス、ヨガなどの身体表現を「あすか会の動のアート」と位置づけ、今年度も継続して実施します。

京極 WORKS によるワークショップ、西アフリカ・ブルキナファソ出身のミロゴ・ベノワ氏による音楽ワークショップ、AYA 氏によるヨガ教室を通して、利用者が自由に身体を動かし、自己表現できる機会を提供します。

これらの活動では、参加の仕方や関わり方を一律に求めるのではなく、

- ・ 見るだけの参加
- ・ 一部だけ参加
- ・ 前に出て表現する

など、本人が選べる参加の形を大切にします。活動を重ねる中で、自己表現への自信が育ち、利用者・支援者双方に前向きな変化が生まれています。

講師の力を借りながら、楽しく自由に表現できる時間を確保し、その様子を地域へ発信することで、地域の方々と一緒に楽しめる場づくりを目指します。

3) 地域での活動

徒歩圏内に多くの商業施設があるという恵まれた環境を活かし、引き続き積極的に地域での活動を行います。

買い物や外出は単なる余暇活動ではなく、「何を買うか」「どこに行くか」を選ぶ意思決定の機会として捉え、日常生活の中で選択する経験を積み重ねていきます。

利用者が地域の店舗を利用し、顔なじみの関係を築いていくことは、地域の一員として暮らす実感につながります。

こうした活動を通じて、利用者一人ひとりが自分らしい生活を選び、人生をより豊かにしていけるよう支援を続けていきます。

9. 委員会活動

あすか会では、法人運営をより効果的に進めるため、各事業所と委員会が連携しながら課題の共有や改善に取り組む体制整備を進めています。委員会を通じて現場の情報が法人全体に共有され、運営の方向性を共有しやすくなるよう努めています。

それぞれの委員会が専門性を生かして協力し、利用者支援の充実と職員が働きやすい環境づくりにつながるよう取り組んでいきます。

【運営委員会】

月に1回、各事業所・委員会の代表者が集まり、課題を共有し、法人としての方向性を検討します。決まった内容が現場に伝わりやすいよう、情報共有の方法も整えていきます。

【研修委員会】

職員の専門性向上と価値観の共有を目的に、計画的な研修の実施に取り組めます。法人理念や歴史を共有し、「経営理念」が意思決定の拠り所となるよう意識づけを図ります。年間の研修計画を整え、階層別・事業所別研修や外部研修の活用など、必要な研修機会を充実させます。また、各委員会が行う研修の日程や内容を調整し、組織全体の研修体制の整合性を高めます。併せて、研修運営の基盤となるハンドブック作成の検討も進めます。

【安全運転委員会】

職員の安全運転に対する意識付けの徹底と、安全に運転できる環境の整備を

目的とします。そのために、週1回以上の朝礼での注意喚起、事故対応マニュアルの整備・見直し、アルコールチェックや体調管理の励行、車両点検や走行距離の管理を推進します。

【虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会】

虐待や不適切な身体拘束の根絶を目指し、必要な対策を検討します。そのため、虐待防止マニュアルに基づき年2回以上の虐待防止研修を実施し、週1回以上の注意喚起を行って職員の意識向上に努めます。併せて、身体拘束の適正化委員会として、身体拘束に関する研修を年1回以上実施し、マニュアルの整備・見直しを進めます。虐待通報があった場合は、委員会で事実確認を行い、疑わしい事案について市町へ報告する体制を整えます。

【ハラスメント委員会・メンタルヘルス対応窓口】

職員が働きやすい職場環境づくりを目指し、ハラスメント相談窓口・メンタルヘルス対応窓口を設置します。相談内容は適切に保護し、相談業務に加えてアンケートや研修を通じた職場環境の改善を進めます。ハラスメント相談窓口では相談対応と必要な支援につなぐ体制を整え、メンタルヘルス対応窓口では認定資格を有する担当職員が相談しやすい環境を整え、相談日を設けて必要に応じて面談を行い、職員の心身の状態把握に努めます。さらに、関連部署と連携し、ストレスチェックの実施と運用体制の整備を進め、職員のメンタルヘルス支援を図ります。

【防災委員会】

自然災害や感染症などの緊急事態に備え、BCP（事業継続計画）を踏まえて各事業所の災害リスクを低減し、利用者・職員の安全と健康を確保することを目的とします。防災委員会では、毎月の自主点検や避難訓練の実施、避難確保計画に基づく訓練の実施に努めます。また、BCP担当者と連携し、緊急時に適切な対応ができる体制づくりを進めます。

【感染症対策委員会】

看護職員を中心とした委員が、BCP担当者と連携しながら感染症対策に取り組みます。感染症対策マニュアルの策定や見直しを行い、職員間で対応が徹底できるよう努めます。また、年1回以上の感染症研修を実施し、感染症に関する知識向上を図ります。さらに、感染症の発生状況に応じて事業を継続できるよう、必要な対策の検討を進めます。

【ブランディング・アールブリュットチーム】

社会福祉法人あすか会の価値向上を目的に、情報発信と職員の価値観の共有を図ります。SNSやホームページでの発信、ユニフォーム制作、地域イベン

トの企画などを通じて、「あすか会を利用したい」「あすか会で働きたい」と思っただけできるよう創意工夫に努めます。

併せて、利用者の「生の芸術」であるアールブリュット活動の推進や啓発にも取り組めるよう努めます。作品発表の機会づくりや地域との連携についても検討を進め、あすか会の魅力と利用者の表現活動を広く伝えられるよう心がけます。

【あすかの家まつり実行委員会】

あすかの家まつりは、近隣の地域住民を主な対象とした法人全体の交流イベントで、地域とのつながりを深めることを目的としています。多様な企画を通じて、地域との交流促進と法人の魅力発信を図ります。

実行委員会では、開催に向けた準備や調整を進め、円滑な運営ができるよう努めます。地域との関係づくりに寄与するイベントとなるよう、創意工夫を重ねながら運営体制の整備を進めます。

10. BCP（事業継続計画）の活用

災害や感染症などの緊急時においても、利用者と職員の安全を確保し、福祉サービスを継続できる状態を保つことを目的とします。事業継続に必要な対策を明確にし、関係者が迅速に行動できるよう BCP を活用する姿勢を大切にしています。

1）事業継続計画の基本方針

- ① 人命第一の原則：利用者・職員の安全確保を最優先とします。
- ② 福祉サービスの継続：可能な限り通常の福祉サービスを提供します。
- ③ 迅速な復旧と対応：被害を最小限に抑え、事業の早期回復を目指します。
- ④ BCP の運用と見直し：事業継続計画を最善の形で運用するために、随時見直します。また、運用と見直しに関しては各事業所の管理者が責任を持って行います。

2）自然災害・人的災害

地震・台風などの自然災害、火災やシステム障害などのリスクを事前に把握し、緊急時に事業を継続し、早期復旧につなげられる仕組みと手順の整備を図ります。

また、緊急時に BCP に沿った行動が取れるよう、職員への研修や訓練を通じて意識向上を図ります。

3) 職員向け BCP 研修および訓練の実施

BCP の実効性を確保するため、全職員を対象とした研修と訓練の計画的推進に努めます。BCP に基づく研修・訓練は法令で義務化されており、当法人でも重要な取り組みとして位置づけます。

(1) BCP 研修の実施

緊急時に職員一人ひとりが自らの役割を理解し、落ち着いて行動できるよう以下の内容を中心とした研修を実施します。

- ・ BCP の目的・基本方針の理解
- ・ 災害・感染症発生時の初動対応
- ・ 利用者の安全確保・避難支援の方法
- ・ 職員の役割分担および指揮命令系統
- ・ 感染症発生時の対応手順および衛生管理
- ・ 連絡体制・情報共有方法の確認

(2) BCP に基づく実践訓練の実施

研修内容を実際の行動につなげるため、災害等の発生を想定した実践的な訓練を実施します。訓練は、実際の現場を想定した内容とし、職員が主体的に判断・行動できる力の向上を図ります。

- ・ 地震・風水害などの避難訓練
- ・ 夜間・少人数体制での対応訓練
- ・ 感染症発生時の初動対応訓練
- ・ 連絡体制・安否確認訓練

(3) 訓練結果の振り返りと BCP の見直し

訓練後に課題・改善点を共有し、BCP の内容や運用方法を適宜見直すことで、計画の実効性を高めます。

11. 新しい施設等の整備計画

1) 地域活動支援センターの移転計画

現在の「地域活動支援センター」は築 100 年を超える古民家を活用してきましたが、利用者の増加や安全性の観点から、現状では十分なサービス提供が難しくなっています。今年度は南五反田の法人所有地に新施設の建設を予定しており、建設資金については福祉医療機構への借入申請を進めています。

新施設には「相談支援事業所あすかの家」の事務所および相談室を併設し、相談支援体制の充実を図るとともに、地域の誰もが集える交流拠点としての機能強化を目指します。

2) 介護用特殊浴場の設置計画

「障害者支援施設あすかの家」および「ちやのきのいえ」では、利用者の高齢化に伴い、身体介護の必要性が高まっています。現行の浴場は一般家庭に近い仕様であるため、安全性や介助負担の面で課題が残っています。

今年度は、特殊浴場の設置について引き続き検討を進めるとともに、職員の介護技術向上や入浴介助方法の改善に取り組み、設備投資額の抑制にも努めます。設置場所は「障害者支援施設あすかの家」敷地内を想定し、将来的には地域の障害者にも利用可能な仕組みを視野に入れて検討を進めます。

3) 新たな障害者グループホームの設置について

地域における生活支援体制をさらに充実させるため、障害者グループホームの設立に向けた検討を進めます。

家庭でも施設でも生活が難しい方に新たな生活の場を提供するとともに、グループホームの設立が、入所者等にとって自らの生活を主体的に選択するための意思決定支援の一助となることを目指します。

建物の整備方法については、新築と賃貸の双方を視野に入れ、地域の状況や利用希望者のニーズを踏まえながら、最適な形を検討していきます。

12. 法人・事業所の年間予定について

令和8年度		年間スケジュール		社会福祉法人あすか会											
4月		5月		6月		7月		8月		9月					
1 水	辞令	1 金	管理者会議	1 月	管理者会議	1 水	管理者会議	1 土		1 火	管理者会議				
2 木	自閉症啓発デー	2 土		2 火		2 木		2 日		2 水					
3 金		3 日	憲法記念日	3 水		3 金		3 月	管理者会議	3 木					
4 土	あおいフェス	4 月	みどりの日	4 木		4 土		4 火		4 金					
5 日		5 火	こどもの日	5 金		5 日		5 水		5 土					
6 月		6 水	振替休日	6 土		6 月		6 木		6 日					
7 火		7 木		7 日		7 火		7 金		7 月					
8 水		8 金		8 月		8 水		8 土		8 火					
9 木		9 土		9 火		9 木		9 日		9 水					
10 金		10 日		10 水		10 金		10 月		10 木					
11 土		11 月		11 木		11 土		11 火	山の日	11 金					
12 日		12 火		12 金		12 日		12 水		12 土					
13 月		13 水		13 土		13 月		13 木		13 日					
14 火		14 木		14 日		14 火		14 金		14 月					
15 水		15 金		15 月		15 水		15 土		15 火	敬老の日				
16 木		16 土		16 火		16 木		16 日		16 水					
17 金		17 日		17 水		17 金		17 月		17 木					
18 土		18 月		18 木		18 土		18 火		18 金	運営会議				
19 日		19 火		19 金	運営会議	19 日		19 水		19 土					
20 月	運営会議	20 水	運営会議	20 土		20 月	海の日	20 木	運営会議	20 日					
21 火		21 木		21 日		21 火	運営会議	21 金		21 月	敬老の日				
22 水		22 金		22 月		22 水		22 土		22 火	国民の休日				
23 木		23 土		23 火		23 木		23 日		23 水	秋分の日				
24 金		24 日		24 水		24 金		24 月		24 木					
25 土		25 月		25 木		25 土		25 火		25 金					
26 日	親子三代マルシェ	26 火		26 金		26 日		26 水		26 土					
27 月		27 水		27 土		27 月		27 木		27 日					
28 火		28 木		28 日		28 火		28 金		28 月					
29 水	昭和の日	29 金		29 月		29 水		29 土		29 火					
30 木		30 土		30 火		30 木		30 日		30 水					
		31 日				31 金		31 月							
・行事 花見 ・Light It Up Blue		・行事 外出		・虐待防止研修① ・行事 BBQ ・播淡運動会		・ハラスメント研修 ・行事グループプラン		・納涼行事 ・虐待防止研修②		・交通安全研修 ・消防通報訓練 ・行事グループプラン					

令和8年度		年間スケジュール		社会福祉法人あすか会											
10月		11月		12月		1月		2月		3月					
1 木	管理者会議	1 日		1 火	管理者会議	1 金	元日	1 月	管理者会議	1 月	管理者会議				
2 金		2 月	管理者会議	2 水		2 土		2 火		2 火					
3 土		3 火	文化の日	3 木		3 日		3 水		3 水					
4 日		4 水		4 金		4 月	管理者会議	4 木		4 木					
5 月		5 木		5 土		5 火		5 金		5 金					
6 火		6 金		6 日		6 水		6 土		6 土					
7 水		7 土		7 月		7 木		7 日		7 日					
8 木		8 日		8 火		8 金		8 月		8 月					
9 金		9 月		9 水		9 土		9 火		9 火					
10 土		10 火		10 木		10 日		10 水		10 水					
11 日		11 水		11 金		11 月	成人の日	11 木	建国記念の日	11 木					
12 月	スポーツの日	12 木		12 土		12 火		12 金		12 金					
13 火		13 金		13 日		13 水		13 土		13 土					
14 水		14 土		14 月		14 木		14 日		14 日					
15 木		15 日		15 火		15 金		15 月		15 月					
16 金		16 月		16 水		16 土		16 火		16 火					
17 土		17 火		17 木		17 日		17 水		17 水					
18 日		18 水		18 金	運営会議	18 月		18 木		18 木					
19 月		19 木		19 土		19 火		19 金	運営会議	19 金	運営会議				
20 火	運営会議	20 金	運営会議	20 日		20 水	運営会議	20 土		20 土					
21 水		21 土		21 月	忘年会	21 木		21 日		21 日	春分の日				
22 木		22 日		22 火		22 金		22 月		22 月	振替休日				
23 金		23 月	勤労感謝の日	23 水		23 土		23 火	天皇誕生日	23 火	経営指針発表				
24 土		24 火		24 木		24 日		24 水		24 水					
25 日	あすかの家まつり	25 水		25 金	クリスマス会	25 月		25 木		25 木					
26 月		26 木		26 土	大掃除	26 火		26 金		26 金	経営指針発表				
27 火		27 金		27 日		27 水		27 土		27 土					
28 水		28 土		28 月	大掃除	28 木		28 日		28 日					
29 木		29 日		29 火		29 金				29 月					
30 金		30 月		30 水		30 土				30 火					
31 土				31 木		31 日				31 水					
・あすかの家まつり		・行事グループプラン ・播淡作品展		・身体拘束研修 ・行事 クリスマス会 ・行事 忘年会		・行事 新年会		・虐待防止研修③ ・行事 節分		・消防訓練 ・行事グループプラン					

各事業所／部署の事業計画

13. 事務部

事務部は、経理・人事・労務・庶務などの運営の中核機能を確実に遂行するとともに、社会福祉法人として求められる法令遵守や適切な情報管理を支える役割を担っています。また、他職種の職員、利用者・ご家族、地域住民、行政機関など多様な関係者と関わる機会が多く、円滑な連絡調整や良好な関係づくりも重要な業務であると考えています。

今年度は、従来の事務業務を着実にを行いながら、業務の効率化や情報管理の在り方について検討を進め、法人全体の運営基盤をより安定したものにしていきたいと考えています。

基本方針

- 1) 職員が働きやすい労働環境を整備し、組織全体の生産性向上に寄与する。
- 2) 経理・人事・労務・庶務などの一般事務業務を適切かつ確実に遂行する。
- 3) 法令遵守（コンプライアンス）と内部統制の強化に向けた取り組みについて検討する。
- 4) 事務作業の省力化・効率化（DX 推進）について、導入可能な方法を調査・検討する。
- 5) 個人情報保護および情報セキュリティ対策の見直しについて検討する。

重点項目

1) 職員の労働環境の整備

- (1) 年次有給休暇の取得促進を継続するとともに育児・介護休業制度に関する情報を周知し、該当者に対して取得を促進する。
- (2) 労働時間（年間休日数や勤務時間数等）、給与面（諸手当の種類・金額等）について再検討を行う。
- (3) 労働基準法などの関連法改正への対応状況を随時確認しながら、必要に応じて規程の改訂を進める。

2) 予算管理・決算業務・通常経理業務の確実な遂行

- (1) 資金繰り（キャッシュフロー）を重視し、適正な予算管理を行う。

- (2) 決算書類を決められた期日までに確実に作成する。
- (3) 精度の高い月次決算が可能となるよう努める。
- (4) 業務の合理化と省力化を目指す。
- (5) 各事業所への費用計上をより適正に行う。
- (6) 消費税を正しく納税できるよう通常の会計処理を徹底する。

3) 法人が存続成長するための収益確保

- (1) 定員を満たしていない事業所においては、利用者を募集し、稼働率アップを目指す。
- (2) 自立支援給付費請求事務において、利用実績記録漏れや加算適用漏れがないか毎月確認し、適正請求の徹底に努める。
- (3) 自治体や各種団体等の補助金・助成金の情報を収集し、可能な限り申請を行う。
- (4) 建物損害保険・しせつの損害賠償保険等に参加し、保険事故が発生した場合は確実に請求する。
- (5) 物品購入の際は必要性和価格の妥当性を確認する。
- (6) 人件費の適正管理に努め、過度な増加が生じないように注視する。

4) その他

- (1) 法人役員会（理事会・評議員会）の適正な運営に努める。
- (2) 行政（兵庫県西播磨県民局）の实地指導・監査に備え、当該事業所と連携して書類整備・点検を行う。
- (3) 地域活動支援センターの設立に関して、全面的に関与する。
- (4) 事務職員の専門性向上のため、会計・労務・法改正・ICT 等の研修について検討する。
- (5) 職員配置に関して、毎月の勤務実績をもとに配置状況を確認し、配置基準を確実に満たす体制を維持する。また、サービス管理責任者、介護福祉士などの必要資格の取得を支援し、適切な人員配置につなげていく。
- (6) 情報セキュリティ・個人情報保護の強化について、パスワード管理やアクセス権限設定、データバックアップなどの運用状況を点検し、必要な改善を図る。さらに、情報機器の管理体制についても検討し、より安全な情報管理体制の整備に努める。
- (7) DX（デジタル化）・業務効率化の推進について、勤怠管理・給与計算・請求業務などのデジタル化を検討し、業務の効率化と標準化を進める。また、紙書類の削減と電子化の導入可能性を検討し、業務マニュアルの整備等を通じて業務手順の統一を図る。

14. 障害者支援施設あすかの家

あすかの家では、入所されている利用者の安心安全な生活を最優先にしています。利用者やそのご家族が安心して生涯を託せる施設であるとともに、地域で暮らす障害をお持ちの方やそのご家族からも、将来を託したいと思える存在を目指します。

高齢化・重度化が進む利用者一人ひとりの生活の質を守りながら、医療・看取り・日常支援においても「誰が対応しても同じ支援」が提供できる体制を整えていきます。

入所施設は、利用者にとって「生活の場」であり、職員にとっては「支援を積み上げる場」であることを念頭に、日々の関わりや判断を属人的なものにせず、記録・共有・標準化を通じて法人の支援力として蓄積していきます。

地域社会への貢献も重要な使命の一つです。地域交流ができるイベントには積極的に参加します。また今年度も「あすかの家まつり」を地域の皆様に喜んでいただけるイベントにし、地域とのつながりを深めていきます。

これらの課題解決に取り組みながら、利用者一人ひとりの幸福を実現し、地域社会への貢献を目指します。

支援方針

「家庭的な暮らしの中で一人ひとりが大切にされ、笑顔あふれる生活を実現します」

提供サービス

事業	施設入所支援	生活介護	短期入所	日中一時支援
定員	30 名	40 名	3 名	4 名

主な取り組み

1) 支援の質の向上

(1) 生活の質（QOL）を支える日常支援

利用者一人ひとりに寄り添い、家庭的な支援を目指します。

「空腹ではないか」「寒くないか」「安心して眠れているか」といった、当たり前の生活を丁寧に支える。行動や変化を“問題”として捉えるのではなく、その背景やサインを読み取る支援を心がける。

(2) 虐待防止・安全意識の徹底

- ・虐待防止、身体拘束適正化について日常的に振り返る機会を持つ。
- ・ヒヤリハットを積極的に記録し、事故防止につなげる文化を育てる。

2) 利用者支援

(1) 地域移行等意向確認支援の推進（意思決定支援）

地域移行等意向確認担当者（サービス管理責任者が兼務）を配置し、すべての入所利用者に対して地域生活への移行に関する意向確認を行います。

意向確認の記録や、意向を踏まえた個別支援計画の作成を行うとともに、マニュアル整備を進めます。

(2) 生活支援

① 障害の程度や年齢に応じた支援の提供

- ・障害特性や高齢の利用者など一人ひとりに応じた支援を行います。
- ・利用者の変化に気づき、柔軟に対応できるように支援技術・介護技術の向上に努める。

② 食事時間、入浴時間、洗濯物や布団は天日干しする等、家庭的な温かい暮らしを提供する。

③ 5S 活動・環境整備の徹底

- ・整理・整頓・清掃・清潔・躰を支援の基盤と位置づけ、担当・頻度・方法を明確にする。
- ・換気、結露、カビ対策を含め、健康被害を防ぐ環境管理を徹底する。

(3) 日中活動支援

能力や障害特性に合った活動に利用者全員が生き生きと参加できるよう支援します。

① 内職作業

- ・お箸の袋入れ

② 農作業

- ・あすかの家農園での園芸
- ・裏山の竹整備

③ 運動

- ・散歩や山登り
- ・利用者の年齢を考え、適度な健康維持の運動ができるよう配慮する。

(4) 外部講師によるアートプロジェクト

外部講師を招き、心身ともにリフレッシュできる場を提供します。外部からの支援を受けることで利用者の可能性を見つめ直し、職員も従来の支援を見つめ直し考える機会になります。身体を動かすことをアートとして捉えることで、障害者支援の活動の可能性を広げていきます。

- ① 京極 WORKS（ダンサー）によるワークショップ
- ② ミロゴ・ベノワ氏（アフリカ音楽）によるワークショップ
- ③ AYA 氏（ヨガ）によるワークショップ
- ④ 武田清園氏（書家）によるワークショップ

(5) 余暇活動

- ① アールブリュット活動（週1回）

作品を制作する時間を設け、あすか会アールブリュット展への出展を目指す。

- ② 喫茶店でティータイム（班ごとに月1回）
- ③ カラオケ・ボーリング
- ④ コンビニ・スーパーで週末の買い物

地域のお店を利用することにより、地域の方々との結びつきを大切にする。

(6) 高齢利用者への対応

高齢の利用者が増え、身体的にも体力的にも皆が全員同じ活動をするということが難しくなってきました。作業中心の生活を見直し、ホッと一息のんびりできる時間を作っていきます。

活動は、のんびりプログラム（お茶会、健康体操、映画鑑賞、カラオケ）と機能維持プログラム（簡単な運動や嚙下体操）を組み合わせ、訓練ではなく、楽しく活動することをモットーに、毎回の活動が生活の活力になるように実施していきます。

お茶会では、利用者の思いを大切にし、何でも話せる雰囲気づくりに努めます。行ってみたい場所など、夢や希望があれば、実現に向けて計画に繋がっていきます。夢や希望が日々の生活の活力になればと考えます。

4) 行事

楽しめる時間を追求していきます。行事当日だけではなく、利用者に伝える告知などの方法も工夫し、待ち遠しい時間も演出していきます。季節のテーマを大切にし、四季を感じ楽しめる活動を目指します。また、利用者の故郷に思いを馳せる機会を設け、懐かしさを感じる心の旅をします。

(1) 年間行事計画 (利用者 33 人 支援員 18 名 その他の職員 18 名)

月	行事名	内 容	予 算
4	観桜会	お弁当を持って桜花観賞	138,000 円 1 人 2,000 円
5	外出	ふるさと巡りの旅	306,000 円 1 人 6,000 円
6	バーベキュー	あすかの家でバーベキュー	138,000 円 1 人 2,000 円
7	外出	涼を求めて少人数で外出	204,000 円 1 人 4,000 円
8	そうめん流し	涼を感じるそうめん流し	138,000 円 1 人 2,000 円
9	外出	「お月見」をテーマに少人数で外出	204,000 円 1 人 4,000 円
10	あすかの家まつり	法人主催イベント(地域住民招待)	335,000 円
11	外出	「紅葉」をテーマに少人数で外出	204,000 円 1 人 4,000 円
12	クリスマス会	あすかの家でクリスマス会	180,000 円
12	忘年会	あすかの家で忘年会	138,000 円 1 人 2,000 円
1	新年会	あすかの家で新年会	138,000 円 1 人 2,000 円
2	節分	豆まきと恵方巻で邪気を払う	138,000 円 1 人 2,000 円
3	外出	「雛祭り」をテーマに少人数で外出	204,000 円 1 人 4,000 円
	合 計		2,465,000 円

(2) イベント予定

月	行事名	内 容
4	Light It Up Blue	世界自閉症啓発デー
4	まるっとあおいフェス	自閉症・発達障害啓発イベント
6	播淡地区親善運動会	県知協播淡地区の施設が集い運動会で交流
11	播淡地区ふれあい作品展	県知協播淡地区の施設が集う作品展

5) 給食

基本方針

1日の幸せな時間のひとつが「食事の時間」になるよう、利用者の笑顔を想像し、心のこもった美味しい食事づくりをします。

(1) 栄養管理

- ① 身体状況や加齢、嗜好の変化に伴い、個人別に食事内容を考慮する。
- ② 健康状態を把握し、食事提供を行う。

(2) 食事提供

- ① 栄養バランス・彩りのある食事を提供する。
- ② 適時・適温での食事提供を心掛ける。
 - ・ 温かい物は温かく、冷たい物は冷たく提供できるよう調理する時間や保管方法、配膳時間を考慮する。
- ③ 誕生日会食、行事食、季節感のある食事、選択可能な献立作成
 - ・ 特別感のあるメニュー
 - ・ 旬の食材を取り入れたメニュー
- ④ 情報提供の視覚化
 - ・ メニュー等の提示の仕方を工夫する。
- ⑤ 個々の利用者に適した食事形態での提供
 - ・ 主食別、減塩食、補助食品、やわらか食
- ⑥ 障害特性に合った調理の工夫（刻み食やとろみ食など）
 - ・ 誤嚥対策

(3) 衛生管理

- ① 食中毒・ノロウイルス等の予防
 - ・ 体調不良の場合は速やかに申し出る。
- ② 適切な手洗い（方法とタイミング）の実施
- ③ 適切な加熱の実施
- ④ 器具等の洗浄・消毒の徹底

(4) 他部署との連携と情報共有

利用者に関する重要な情報は、連携・情報共有を図る。

- ① 食事の提供や、食事形態についても意見を出し合う。
- ② 行事などについて、しっかりと連絡を取り合う。

15. 相談支援事業所あすかの家

今年度は、これまで積み重ねてきた「地域を知る」「人に寄り添う」という実践を土台に、一人ひとりの意思と選択を支える相談支援が地域で確実に機能する一年とします。ニーズが多様化する中、支援を求める声を上げやすい人だけでなく、気持ちを言葉にしづらい人や迷いの中にいる人を前提にした意思決定支援が求められています。

相談支援専門員は制度の案内役にとどまらず、本人の「どう生きたいか」「何を大切にしたいか」を共に考え、揺らぎや沈黙にも耳を傾けながら、納得できる選択につなげる存在です。また、個別の困りごとを地域課題として可視化し、関係機関と共有しながら次の支援へとつなげていきます。こうした積み重ねにより、本人の意思を中心に据えた支援の循環を地域に育てることが、相談支援事業所あすかの家の役割です。

また、地域生活支援センター（仮）の建設・運営が本格化します。8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもり、LGBTQ など複雑な課題を抱える方に対し、「どこに相談すればよいかわからない」という状態そのものを受け止める場を目指します。安心して立ち止まり、自分のペースで考え、選択できる環境を整え、地域に開かれた拠点づくりを進めます。

あわせて、相談支援専門員の育成と質の向上にも力を入れます。意思決定支援を共通言語とし、振り返りや事例検討を通じて「支援しているつもりになっていないか」「本人の選択になっているか」を問い続ける姿勢を育てます。その先に、「この地域にあすか会があってよかった」「自分で選んで生きていけると思えた」と感じてもらえる体制づくりを進めます。

基本方針

本人の思い・価値観・揺らぎを丁寧に受け止め、安心して考え、選び、決めていけるよう意思決定支援を軸に、地域の身近な相談窓口として寄り添った支援を行います。

1) 相談支援部

(1) 地域を意識した相談支援

- ① 太子町および周辺地域の社会資源を継続的に把握し、現状理解を深める。
- ② 個別課題を整理し、地域課題として見立て直し、地域ニーズとして蓄積する。

- ③ インフォーマル資源も組み合わせたサービス等利用計画案を作成する。
- ④ 基幹相談支援センター・自立支援協議会・相談支援部会への参加を強化し、地域づくりに参画する。

（２）多様化したニーズへの対応

- ① 8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもり、不登校、LGBTQ 等の分野横断課題を踏まえた相談対応を行う。
- ② 制度・サービスだけで完結させず、本人の生活背景と家族状況を含めた支援体制を組み立てる。
- ③ 関係機関（行政・医療・教育・社協・民生委員等）との連携ルートを整理し、ケースに応じて迅速につなぐ。

（３）声を上げられない方への支援

- ① 相談につながっていない層を意識し、地域の関係者と情報共有・早期発見を進める。
- ② 緊急性が低くても孤立リスクが高いケースを見逃さないため、定期的なケース棚卸しを実施する。
- ③ アウトリーチを意識し、本人が「相談として言語化できない困りごと」を拾える関わりを増やす。

（３）相談支援専門員としての資質の向上

- ① 初任者研修・現任研修等の受講を計画的に進め、法人内の人材拡充を図る。
- ② 意思決定支援を盛り込んだ計画作成を徹底する。
- ③ 事例検討（ニーズ整理・支援方針の言語化）を定期開催し、支援の質を高める。
- ④ 他事業所との情報交換（困難事例・緊急対応）を密にし、協力体制を強化する。

２）地活部

（１）理念の共有

- ① 新設される地域生活支援センター（仮）のイメージを明確にする。
- ② 職員間で理念を共有し、支援の統一を図る。

（２）活動内容の充実（余暇活動・役割づくり・社会参加）

- ① 利用者が「やってみたい」「続けたい」を選べる活動を用意し、参加のハードルを下げる。

- ② 成果や上達よりも「安心して来られる」「人と同じ場にいられる」経験を大切にする。

(3) 就労を目指せる気持ちにつながる土台づくり

- ① 就労そのものを急がず、まずは生活リズム（通う・休む・整える）を整えることを重視する。
- ② 「役割を持てた」「できた」と感じられる 小さな経験（片付け、準備、簡単な手伝い等）を積み重ね、自己肯定感を育む。
- ③ 活動の中で得意・苦手、疲れやすさ、対人のしんどさなどを一緒に整理し、本人が自分を理解できるようにする。
- ④ 「働く／働かない」の二択ではなく、段階（外出できる→通える→役割が持てる→地域に出られる…）を示し、本人が将来像を描けるよう支援する。

(4) 社会参加（地域に出る・つながる）

- ① 地域行事や清掃、ボランティア等、地域と自然につながる機会を作り、「自分も地域の一員」という感覚を育てる。
- ② 参加は短時間・見学・途中退出も前提にし、成功体験を優先する。

(5) 相談（居場所の中の相談）

- ① 活動の中で生まれる雑談や小さなサインを大切にし、言葉にならない困りごとを受け止める。
- ② 必要時は相談支援事業所と連動し、本人のペースで支援につなぐ。

(6) 多様なニーズへの対応

- ① 生活困窮、家族課題、教育（不登校等）、メンタルヘルス等の理解を深め、初期対応の幅を広げる。
- ② 利用目的を限定せず、「ただ居たい」「人と距離を取りたい」「話したくない」状態も受け止め、孤立予防の入口として機能する。
- ③ 社協・学校・民生委員・医療等と顔の見える関係を作り、声にならない困りごとを早期に拾える連携導線を整える。
- ④ 地活で拾った課題は抱え込まず、相談支援事業所と連携して切れ目なく支える。

3) 移動支援部

(1) 対象利用者の整理

事業開始に向けて、まずは対象となる利用者像を明確にし、必要となる支援内容や支援量について調査を進めます。

(2) 人員の確保

整理した支援内容を踏まえ、安定したサービス提供に必要な人員を確保し、基本的な支援が滞りなく行える体制づくりを進めていく方向で検討しています。

(3) 研修・育成と運用準備

意思決定支援の考え方を共有し、利用者本人の思いや希望を尊重した支援が行えるよう、ヘルパーへの研修や育成の機会を設けていく方針です。また、事業開始後の運用を見据え、支援内容や留意点に関する研修体制や、定期的な振り返りの仕組みについても整えていく方向で検討しています。

16. 生活介護事業所あすか

1) 支援方針

一人ひとりの立場に立ち、本人の思いを大切にしながら、将来につながる支援を行います。

利用者の皆さまが安心して穏やかに過ごせるよう、その方の思いや課題を丁寧に理解し、寄り添った支援を大切にします。さまざまな経験や地域とのつながりを通して、どのような環境でも落ち着いて生活できる力を育み、将来の安定した暮らしへとつなげていきます。

2) 提供サービス

事業種別	利用定員	開所日数	開所時間
生活介護	30 名/日	当該月日数－8	9:00～16:00

3) 業務方針

令和 8 年度は、法人理念を大切にしながら、利用者一人ひとりの思いや希望に寄り添った支援を行っていきます。そのために、職員同士の丁寧な情報共有と連携を心がけ、チームとして同じ方向を向いた支援を実践します。

また、研修や会議を通して職員の学びと成長を支え、支援の質の向上に努めます。個別支援計画の充実や意思決定支援、安心できる環境づくり、業務の効率化にも取り組みながら、利用者・ご家族・地域から信頼される事業所を目指します。

(1) 情報共有

- ① 朝礼・終礼・各引継ぎによる情報の共有を行う。
- ② ご家族からの情報を共有する。
- ③ 各種会議での情報共有を実施。

(2) 職員の資質の向上

- ① 経営理念の浸透を図ることで、あすか会の一員としての責任を持って利用者支援にあたる。
- ② 職務分掌をもとに担当者が中心となり、実行・課題抽出と改善に向けて取り組む。
- ③ 事業所内研修、外部研修へ参加する機会を増やし、幅広い知識を身につけ支援の底上げにつなげます。
- ④ 各種会議

種 類	会議の目的
支援部会議 (1 回/1 ヶ月)	事業所内での最高決定会議
ケース会議 (不定期)	利用者が抱える課題に対する支援を考える
担当者的会議 (概ね 1 回/2 ヶ月)	活動や健康への取り組みを円滑に行うための調整会議
ケアミーティング (概ね 1 回/2 ヶ月)	利用者個人や事業所が抱える課題の抽出

- ・ グループ会議と事業所全体の会議、そして法人の運営会議をうまく連動させることで、職員個人の意見が反映されるようにする。
- ・ それぞれの職員の意見が反映されることで、モチベーションの向上に繋げる。
- ・ 会議はできるだけ短い時間で効果的に行う。

(3) 職員研修

年 4 回、事業所内で研修を行い、担当者がテーマに沿って実施します。法人の委員会主催の研修にも、できるだけ多くの職員が参加できる体制を整えます。

また、外部研修にも積極的に参加し、新しい福祉の動向や支援のあり方を学び、日々の支援に活かしていきます。

(4) 個別支援計画の作成と意思決定支援

サービス管理責任者が個別支援計画を作成し、6 か月ごとに見直しを行います。モニタリングをもとに計画を更新し、その時々状況に合った支

援につなげていきます。

また、計画作成にあたってはご本人の思いを大切にし、それがより良い支援につながるよう反映します。あわせて、ご本人が自分の思いを周囲に伝えられるよう支援していきます。

（意思決定支援）

- ① 利用者が言葉で意思を伝えられる場面を多く設定する。
- ② 利用者を選択していただく場面設定を増やし経験を積んでいただく。同時に、選択してもらう際の利用者の傾向を把握し選択肢の提示方法を工夫する。
- ③ どのような方法でも意思表示が難しい場合や、意思表示があっても判断が難しい利用者は、根拠をもって意思を推察し最善の利益につなげるための計画を作成する。

（５）利用者支援を視点においた 5S 活動の実施

利用者が安心して活動や日課に取り組める環境づくりを目的として、利用者支援の視点に立った 5S 活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）を年間計画に基づき実施します。

物の配置や活動環境を見直し、利用者一人ひとりにとって「分かりやすく、使いやすい」環境を整えることで不安の軽減や見通しをもった行動につながります。

（６）生成 AI を活用した業務効率化と利用者支援

職員の業務負担の軽減と、利用者一人ひとりに向き合う時間の確保を目的として、生成 AI を活用した業務の効率化に取り組みます。

会議資料や記録作成、支援内容の整理などに生成 AI を補助的なツールとして活用し、業務の効率化を図るとともに支援を考える際の新たな視点として役立てます。

生成 AI は、あくまでも職員が支援を考えるための一つの手段として位置づけ、職員間での意見交換や検討を深めるために活用します。

４）医務

感染症に関する専門知識を基に、新型コロナウイルスやインフルエンザのクラスター防止策を講じ、対応マニュアルを整備します。

また、感染症に限らず、自身の体調不良を訴えることができない利用者も多いため、日々の健康状態を把握することで体調変化の気づきに繋がっていきます。

（１）ご家族と支援員との連携による体調不良の早期発見

- ① 支援部日誌、ケース記録での情報共有
- ② 朝・夕の送迎時にご家族と情報共有
- ③ 連絡帳での情報確認と状況報告

(2) 毎日のバイタル測定（登園後・昼食後・降園前）

- ① 検温表に記録
- ② ほのぼの（支援記録管理ソフト）に記録

(3) 感染症対策（新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス）

- ① 昼食後に口腔ケアを実施する。
- ② 手洗い、手指消毒（活動前・外出後・昼食前）を実施する。
- ③ 感染症マニュアルに沿って発生の防止に努める。
- ④ 嘔吐物、排泄物の処理には嘔吐物処理セットを常備しておく。
- ⑤ 感染症が発生した場合はマニュアルに沿って対処する。
- ⑥ インフルエンザの集団予防接種を行う。（希望者のみ）

(4) 服薬管理

- ① 預かった薬は相談室のロッカーで施錠を行い、管理する。
- ② 服薬の際は名前の確認を徹底する。
- ③ 利用者服薬リストをまとめ、アセスメント票に記入する。

(5) 緊急時の対応

① ご家族への連絡

怪我が発生し、受診の必要性があると判断した際はご家族に連絡し、怪我が発生した際の状況、ご本人の様子、病院受診に関する相談と報告をする。また、受診の結果はその時の様子とともに速やかにご家族に報告する。

- ② 発熱などの体調不良で、その日のサービス利用が難しくなった場合はご家族へ連絡をして自宅での対応を依頼する。

5) 安心・安全の提供

事故の防止に努め、利用者の皆さまとご家族に安心していただける環境づくりを行います。活動は少人数やグループ分けで実施し、一人ひとりに合った日課を大切にしながら、職員間で統一した支援を心がけます。事業所内の安全点検や修繕、感染症対策や体調不良時の対応を徹底するとともに、ご家族への丁寧な連絡・報告を行います。また、事故報告やヒヤリハットの内容を分析し、無理のない安全な支援体制を整えていきます。

6) 虐待の防止

職員は、法人主催の虐待防止研修（身体拘束適正化研修を含む）に参加し、虐待に対する知識と認識力を養います。また、その研修を基に事業所内での虐待につながる不適切な支援の見直しを随時行います。

また、毎週水曜日の朝礼では虐待防止に関する啓発を行います。

7) 食事

- (1) ひでかつ給食のクックサーブ方式により、保温庫で食事を管理し、温かい状態で利用者に提供します。
- (2) 食事の際の問題点を整理し、利用者が安全、且つ快適に食事を摂れる環境を整えます。

8) 活動

(1) 作業

利用者が作業に取り組みやすい環境づくりを行うことと、一人ひとりの長所が生かされるように計画を作成します。計画と作業環境の整備を実施することで、活躍できる場を提供し活動に対しての意欲向上につなげます。

- ① マッチ箱組み立て作業／神戸マッチ株式会社
- ② プラグトレイ作業（バーコード貼付け）／秀栄株式会社

(2) 運動

登山やウォーキングなどの取り組みだけでなく、室内での活動も実施します。利用者と支援員が共に汗をかき、心身ともに健康的な日々を送ることで、自宅での落ち着いた生活にも繋がるようにします。

- ① ラジオ体操／リズム体操
- ② ウォーキング
- ③ 山登り
- ④ 体育館を使用しての活動
- ⑤ AYA氏によるヨガ（月2回）

(3) 余暇活動

利用者の声が反映された余暇の年間計画を作成し、一人ひとりの思いが尊重された余暇活動の時間を提供します。その時間が「あすかでの楽しみ」につながる余暇活動を考えていき、「頑張る」と「楽しみ」をうまく連動させます。

- ① カラオケ（施設内・施設外）

- ② ボウリング
- ③ 買い物
- ④ おやつ作り
- ⑤ ティータイム
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ 貼り絵 ※力を合わせて一つの作品を完成させます。
- ⑧ 利用者自治会
- ⑨ パソコン学習
- ⑩ 商業施設を利用した余暇時間

(4) アールブリュット／工作

あすかの家まつりやイベント出展に向けて年間計画を作成します。
毎週、曜日を決めて利用者の制作活動を行います。

(5) 地域活動と地域とのつながり

「社会とのつながり」を大切にしながら、地域に貢献できる活動として地域清掃を実施、また、地域のイベントに参加することで地域の皆さまと利用者の方との交流を深めていきます。

また、近隣の商業施設を利用するなど、日々の活動の中でも地域とのつながりを持ち、開かれた施設を目指します。

9) 送迎について

太子町内在住の送迎希望者およびショートステイ利用の利用者の送迎を実施します。町内の送迎に関しては添乗する職員を配置し、送迎を利用している利用者の安全を確保します。

10) 年間行事予定（利用者 26 名 職員 11 名）

月	行事名	内 容	予 算
4	観桜会	弁当をもって花見	38,000 円
5	外出(グループプラン)	「新緑」をテーマに少人数で外出	152,000 円
6	外出(グループプラン)	「梅雨」をテーマに少人数で外出	152,000 円
7	夏まつり	通所利用者向けの夏まつり	55,500 円
8	外出(グループプラン)	「涼」をテーマに少人数で外出	152,000 円
9	外泊	班に分かれて一泊行事	380,000 円
10	あすかの家まつり	地域を招いてあすかの家まつり	185,000 円
11	外出(グループプラン)	少人数での外出 ※選択行事	152,000 円

12	クリスマス会	通所でクリスマス会	76,000 円
1	外出(グループプラン)	「新年」をテーマに少人数で外出	152,000 円
2	節分行事	豆まき	38,000 円
3	外出(グループプラン)	少人数での外出 ※選択行事	152,000 円
合 計			1,684,500 円

17. ちやのきのいえ

ちやのきのいえは障害のある方が地域の中で当たり前に、そして自由に暮らせる場でありたいと考えています。ノーマライゼーションの視点に立ってその人にとってのあたりまえの生活とは何かを一緒に考えながら日々の支援を積み重ねていきます。

特に高齢期を迎えた利用者に対しては、心身の変化に寄り添って無理のない生活リズムや健康維持の工夫、安心できる見守り体制を整え、穏やかに過ごせる日々を支えています。

地域とのつながりを広げて社会参加の機会を増やすことで、一人ひとりの暮らしの選択肢や「楽しい」がより豊かになるような取り組みを進めます。

また、職員が専門性を磨き、協力し合いながら質の高い支援が提供できるチームづくりを進めています。

支援方針

「地域とつながり、楽しみが広がる暮らしを支援します」

提供サービス

サービス種別	利用定員	開所日数	開所時間
共同生活援助	10 人/日	当該月日数	16:00～9:00

重点項目

1) 生活面

- (1) 温かく優しい家庭的な生活を大事にし、笑顔の支援を心掛けます。
- (2) 健康管理と記録を徹底し医務との連携を図ります。
- (3) 身だしなみを整え、気持ちよく過ごせる日常生活を支援します。

(4) 誕生日会や季節のイベントを計画し、生活に楽しみをつくる。

2) 食事面

- (1) 食事を生活の楽しみとして大切にします。
- (2) 献立作成時に利用者の希望を反映させます。
- (3) 刻み食やとろみ食などの誤嚥対策を適切に行います。

3) 安全面

- (1) 夜間巡視により安全と安眠を確保します。
- (2) 5S 活動を推進し、掃除の習慣化・清潔保持に努めます。
- (3) 日常生活に潜むリスクを理解し事故防止に努めます。

4) 対人関係

- (1) 一人ひとりとの関わりを大切にし、言葉かけや関わり方を工夫します。
- (2) 食事の準備や片付け、洗濯等、お互いに協力し合う暮らしを育みます。
- (3) 地域の方と利用者を繋ぐ橋渡しの役目を担います。

5) 高齢期支援

- (1) 心身の変化を早期に把握し支援方法を柔軟に調整します。
- (2) 生活動作に配慮し無理のない生活が保てるように見守りを強化します。
- (3) 転倒や事故を防ぐために環境整備や動線の見直しを行います。

6) 人材育成

- (1) ノーマライゼーションや意思決定支援の理解を深めていきます。
- (2) 介護技術を習得し高齢期や身体状況の変化に対応できる力を高めます。
- (3) 高齢期対応に関する研修の実施を検討します。
- (4) 虐待防止に対する意識を高めて適切な支援の在り方を考えていきます。
- (5) 職員同士が協力し合いチームで支援する体制を強化します。

7) 法人内他事業所との連携

- (1) 職員間の引継ぎ・連絡を密にし、情報を共有します。
- (2) 問題が起こった時には迅速に対応します。

8) ご家族との連携

- (1) ご家族の思いや気持ちに耳を傾けて理解と共感を大切にします。
- (2) 利用者のご家族が安心して年を重ねられるように信頼関係の構築に努めます。

18. 就労継続支援 B 型事業所あすか

就労継続支援 B 型事業所あすかでは、利用者一人ひとりが「働く経験」を積み重ね、社会とのつながりを感じながら安心して通える居場所づくりを大切にしています。

令和 7 年度の取り組みを通して、就労機会の提供だけでなく、「通い続けられる環境」「役割を持てる体験」「地域の中で必要とされる実感」が、利用者の定着や意欲向上につながることを再認識しました。

令和 8 年度は、利用者増員を引き続き重要課題としながらも、利用者が安定して通所し、自信をもって次のステップを考えられる事業所づくりを目指します。相談支援事業所、特別支援学校、関係福祉機関、地域団体との連携をさらに深め、地域に根差した就労継続支援 B 型事業所として、今の時代や地域ニーズに応じた柔軟な運営を行います。

また、ちやのき Café を拠点とした交流活動や地域参加を通じて、障害のある方と地域の方が自然に関わり合える機会を創出し、「地域に開かれた事業所」としての役割を強化していきます。

支援方針

- (1) 利用者が働くことを通して達成感や役割意識を持てるよう支援します。
- (2) 利用者一人ひとりの特性や体調、作業能力に応じた無理のない作業を提供し、段階的なスキルアップを図ります。
- (3) 地域活動や外部イベントへの参加を通して社会参加の機会を広げます。
- (4) 一般就労や次の福祉サービスへの移行など、将来を見据えたステップアップ支援を行います。

提供サービス

事業種別	利用定員	開所日数	開所時間
就労継続支援 B 型	15 人／日	当該月日数－8	9：00～16：00

重点項目

1) 利用者の増員

(1) 利用者の安定確保と増員

利用定員 15 名を安定的に確保することを目標とし、利用開始から定着までを意識した支援に取り組めます。

- ① 利用者の希望や生活状況を踏まえた個別支援の充実
- ② 「働きやすい」「通いやすい」と感じられる環境づくり
- ③ 特別支援学校、相談支援事業所、福祉関係機関との継続的な情報共有
- ④ 見学・体験利用の受け入れ体制の充実
- ⑤ SNS・ホームページによる事業所の取り組み発信

2) 仕事内容の質的向上と多様化

利用者が役割を持ち、やりがいを感じながら取り組める作業内容の充実を図ります。

(1) ちゃのき Café 関連作業

- ① モーニング・ランチの調理補助、盛り付け
- ② 接客、配膳、清掃等の店舗運営補助
- ③ お弁当の製造・販売・配達
- ④ スイーツ製造・販売
- ⑤ ふるさと納税返礼品（焼き菓子等）の安定供給

(2) 地域販売・出店活動

- ① 地域ニーズを意識した商品づくり
- ② 太子町役場 街道交流広場での販売
- ③ 子育て支援センター、郵便局等での焼き菓子販売
- ④ 地域イベントへの継続的な出店

(3) 農作業

- ① 耕作放棄地の草刈り等の作業
- ② 地域の環境保全や景観維持への貢献
- ③ 地域住民との顔の見える関係づくり

3) 安心して通える居場所づくり

(1) 安心できる環境づくり

- ① 利用者が安心して過ごせる雰囲気づくりと関係性の構築
- ② 働くことを通じた生活リズムの安定支援

(2) 不安・不調の早期把握とフォロー

- ① 日常的な声かけや面談による不安の軽減
- ② 体調・心理面の変化を早期に把握し、必要に応じて支援につなぐ

4) 地域との交流・開かれた事業所運営

(1) ちゃのき Café の活用

- ① 講演会、イベント、LIVE 等の開催
- ② 学習室としての地域開放
- ③ 子ども会や福祉施設向け貸し切り利用
- ④ ワークショップの実施

(2) 地域連携の強化

- ① 地域イベントへの参加による交流促進
- ② 事業所や利用者の取り組みの発信

5) 支援の質とチーム力の向上

(1) 支援の質向上

- ① 経営理念・指針に基づいた支援の実践
- ② 内部会議や研修による支援の振り返り
- ③ 外部研修への参加による知識・技術の向上

(2) チーム運営の整備

- ① 作業効率の見直しと役割分担の明確化
- ② 情報共有の徹底と業務フローの整理

19. 医務部（障害者支援施設あすかの家・ちゃのきのいえ）

【基本方針】

「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

（日本国憲法第 25 条 基本的人権より）

健康は、すべてに優先するものであることを基本に、利用者一人ひとりの健康に配慮し、その保持増進に努めます。日常生活のあらゆる場面で病気や危険を防止し、生活を支援します。

物理的に豊かな生活を目指すだけでなく、利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きてゆく内面的充実感を豊かにすることを含め、利用者により良い生活を提供します。

重点項目

1) 疾病の早期発見・早期治療

（１）バイタルチェックによる体調不良者の早期発見

（２）健康診断による要検査者の迅速な対応

① 健康診断実施予定 … ９月（１回）・３月（２回）

② あすかの家入所者・グループホーム入所者・夜勤職員

… ２回/年度（９月・３月）

③ 夜勤以外の職員は３月にあすかの家拠点・ちゃのき拠点に分けて実施

（３）利用者歯科往診 １回/月

（４）嘱託医訪問 １回/月 （医院の業務に支障がある場合は、訪問なし）

（５）利用者体重測定 １回/月

2) 重症化対策

（１）利用者の高齢化に伴うリスクの予防（風邪の悪化・誤嚥性肺炎等）

（２）傷による創部の炎症悪化防止

（３）利用者に傷・内出血等異常あれば、その都度速やかに報告してもらえよう職員に依頼

3) 感染症対策

（１）職員・利用者ともに手洗い、うがい、手指消毒の徹底を促し、感染を予防します。

（２）感染症対策委員会において、その都度予防対策を話し合います。

- (3) 医療機関と連携し、迅速に対応します。
- (4) 施設内感染拡大防止の具体的な対応方法を支援員に伝えます。
- (5) インフルエンザ予防接種 … 年1回（希望者のみ）

4) 緊急時の迅速な対応

全ての職員が、救急搬送の必要性、意識レベル低下時の対応、一秒の遅れが生命に危険を及ぼすことの重大性を理解するよう努めます。

また、緊急時には看護職員の指示に基づき迅速に対応する体制を整え、とともに、看護職員不在でも的確に行動できるようにしていきます。

5) 肥満予防

- (1) 職員に肥満の危険性を理解してもらい、食事については栄養士と連携をとって、主食の量、副食の量を個々の利用者の状態により配慮していきます。
- (2) 運動の効果や健康的な体重の維持の重要性の理解を図ります。

6) 生活習慣病予防

- (1) 職員に生活習慣病の危険性、予防法を周知します。
- (2) 栄養士と連携し、食事・おやつ・摂取量を相談して予防に努めます。
- (3) 利用者の運動量等各棟責任者と連携をとって年齢にあった活動を検討し、予防に努めます。

7) 健康の保持増進

利用者が現在の健康状態を維持し、身体機能の低下を防ぎ、快適に過ごせる生活環境を提供します。

8) 治療と看護の継続

通院が必要な利用者については、適切に受診できるよう支援します。

9) 看取りについての対応検討

- (1) 高齢の利用者が増えてきているので、容態急変時などの延命治療・看取りについて継続して検討します。
- (2) 救急搬送時に医師から延命治療の有無を確認されるため、施設として利用者または親族から延命に対する意思を継続して聴き取り、その対応について検討します。